

# 選挙権と被選挙権

私たちは、18歳になると、私たちの代表を選挙で選ぶことのできる権利が与えられます。これが「選挙権」。そして、その後ある年齢になると、今度は選挙に出て皆さんの代表になる資格ができます。これが「被選挙権」。どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です。

## 選挙権

選挙権を持つためには、必ず備えていなければならない条件(積極的要件)と、ひとつでも当てはまつた場合、選挙権を失う条件(消極的要件)があります。

	備えていなければならぬ条件	権利を失う条件
衆議院議員・参議院議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国民で満18歳以上であること ※18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者</li> </ol>
知事・都道府県議会議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 ※上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む。 ただし、移転先市区町村からさらに同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合は、含まれない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2.禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)</li> <li>3.公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者</li> <li>4.選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者</li> <li>5.公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者</li> <li>6.政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者</li> </ol>
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者</li> </ul>	

\*「権利を失う条件」に成年被後見人が含まれていましたが、平成25年5月の法改正により、選挙権、被選挙権を有することになりました。



## 被選挙権

被選挙権は、皆さんの代表として国會議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えていることが必要です。また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。(選挙権の表を参照してください。)

### 備えていなければならない条件

衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること。
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県知事	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権をもっていること。
市区町村長	日本国民で満25歳以上であること。
市区町村議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。



ワンポイントガイド

被選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に達していればよいから、立候補の時点ではまだその年齢でなくてもよいのよ。

### 選 挙 ミ ニ 知 識 ①

## 「選挙権の歴史」

明治22年に大日本帝国憲法が制定されるのに伴い、衆議院議員選挙法が定められました。このとき、選挙権は、満25歳以上の男子で15円以上の国税を納める者に限られており、明治23年に初めて行われた衆議院議員総選挙の有権者数は45万人で、当時の総人口の約1.1%に過ぎませんでした。

その後、大正14年に普通選挙法が成立。納税要件が廃止され、満25歳以上の男子の全てが選挙権を有する、男子による普通選挙が実現しました。

第二次世界大戦後の昭和20年に衆議院議員選挙法が改正され、満20歳の男女すべてに選挙権が認められ、完全普通選挙制度が確立されました。

[18歳以上に選挙権年齢引下げ]

平成19年に憲法改正手続きに関する法律が成立し、投票権年齢は18歳以上とされました。ただし、附則で、施行日までの間に公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢など関連法の規定について見直し、必要な法制上の措置を講じることとされました。しかし関連法の見直しができずに施行期日が過ぎてしまったため、平成26年に同法が改正され、投票権年齢は4年後から自動的に18歳以上になるようにするとともに、引き続き公選法等関連法の見直しを行うこととされました。これを受け、平成27年6月17日、民法の成人年齢に先行して選挙権年齢を「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げる公選法の改正案が成立しました。選挙権年齢の改正では昭和20年以来、実に70年ぶりの改正でした。(平成27年6月19日公布、平成28年6月19日施行)

諸外国では選挙権年齢が満18歳以上である国がほとんどで、我が国でも若者の声が、より政治に反映されることが期待されます。